

第2回大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】平成25年11月29日（金）15:00～17:00

【場所】国民會館12階 中ホール

出席委員

足立 啓	和歌山大学システム工学部 教授
嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
井手之上 優	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 常務理事
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 幹事
今井 清継	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
梅村 その子	公益社団法人 関西経済連合会 総務部長
大竹 浩司	社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
酒井 政夫	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
杉本 信仁	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
田代 堯	大阪府町村長会行財政部会長 岬町長
田中 直人	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
辻 一	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
中尾 正俊	一般社団法人 大阪府医師会 理事
中村 学	国土交通省 近畿運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
西平 勝子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 副理事長
増木 茂	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 常務理事兼事務局長
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授
山下 修	一般財団法人 大阪府老人クラブ連合会 会長
吉田 豊	大阪商工会議所 地域振興部長

第2回 大阪府福祉のまちづくり審議会

○小河副知事挨拶

副知事の小河でございます。本日は田中会長さんをはじめ、本当に委員のみなさまには大変お忙しい中、また寒い中、わざわざ足をお運びいただきまして、ありがとうございます。みなさまには日頃から、福祉や住宅まちづくりに関していろいろお世話になっていることに関しましても、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。大阪府では全国に先駆けまして、福祉のまちづくり条例というのを府下、施行いたしておりまして、20年経ちました。おかげさまで、みなさまのおかげさまでバリアフリーに関しましては着実に、十分とは言えないですが、着実に成果が上がってきているのではないかと考えておりますけれども、まだまだこれからやっていかなければならないという思いを持っております。また、国のほうでもバリアフリー新法の見直しや、改正障害者基本法、障害者差別解消法など成立しまして、直接的な差別禁止を規定するいろんな取り組みが実際やっております。そういった機会を捉えまして、ちょうど20年という節目もございますので、この際、一度福祉のまちづくり条例をきちっとみな検証して、また改正も含めて見直していこうということで、昨年、この審議会を開かせてもらいまして、その後、各部会でいろいろなことを検討していただいたと聞いております。今日はその各部会からの報告を、それからこれからの取り組みについていろいろ審議いただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしましても、大阪をみんなに優しい、そしてみんなが居心地のいいまちにしていきたいという思いがございますので、これからも皆様のご意見をお借りしながら、条例の改正、さらにまたそういう意味でも自主的に少しでもやっぺいこうという思いがありますので、引き続き、委員の皆様方には、尽力していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。結びになりましたけれども、この会議、並びにこれからの皆様方のご健勝をお祈りしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○部会における意見と現時点の整理（府より資料1～資料4を説明）

○田中会長

はい、どうもありがとうございます。3回にわたる部会での議論等の内容、資料1～4を読んでいただきました。議題が本当に多岐にわたっておりまして、この短時間でレビューするのはちょっともったいないくらいたくさん詰まっております。資料4のほう見ていただきながら、今から伺いたいと思ひます。まずは、資料4の1枚目、建築物に関する内容のところですか。これについてご意見を伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。併せて、右側に資料3-2とか参考の資料の番号もありますので、それも含めて、なにかありましたら、ご意見をお願ひします。いかがでしょうか？

○委員

今のお話の中で、一つは小規模なところですね、一定の面積基準ということでこれまでずっとやってきたのですけれども、小規模なところでも実は土間型であったりとか、使えないことはないというところがたくさんある。ところが、いろんなところで見ても一応バリアフリーではないといった表示になっていたり、お店に問い合わせしてもうちはバリアフリーできていませんので、とおっしゃるのですけれども、実際に行ってみると使えるところがたくさんある。ですから、小規模な面積要件を満たしていないような建物についても、どういう形であれば、すべての項目に○×△がつけられないにしても、例えば、スロープについては大丈夫ですよという誘導の方法があってもいいだろうし、物理的な対応だけではなくてソフトの部分での対応の仕方をチェックできるような仕組みを作っていただけたらいいのではないかなというのが一つ。

それと、お寺に関していうと、名所・旧跡に関しては、これから大阪も観光立県ということに忙しい、日本も観光立国を目指していて、大阪市の前の市長、前の前の市長さんかな、賑わいの町にするとか、大阪府もそうだと思うのですけど、もともと福祉のまちづくり条例をつくろうって働き始めたのは、もちろん人権的観点からそうなさっていたところもたくさんあるのですけれども、私たちが生き延びられるようになって、いろいろ成長があがって、リハビリをやって職業訓練をやって働こうと思っても働けない。これは努力に報いるようにしてほしいと、そのためにまちづくりが必要ですよということも一つの話があり、もう一つはこれから高齢化するとき、体がご不自由の方が増えるから、そういったことも含めて福祉のまちづくりが必要ですねということを書いていたのですけれども、さきほど副知事がおっしゃったように20年たって社会的状況がかわって今何を考えるかといったら、やはり大阪今ちょっと停滞ぎみですけれども、東京がオリンピックやパラリンピックでにぎわって、浮かれていますけれども、東京行ったら、たぶん多くの方が非常に困ると思うのですね、やはりまだバリアがたくさんあるからです。むしろ大阪、京都、もしくは奈良とかのほうが対応的にはいい。やっぱり賑わいをするためには人に来てもらわないといけない。そのためには、福祉のまちづくりが非常に大事になってくる。お寺にしても、大阪のお寺とか神社とか名所・旧跡ってあんまり見てもらうところ考えてないのですけど、実際にはそういうものに対する需要ってすごく大きい。特に外国の方は大きい。この間も堺の委員会でお話したのですけれども、堺のお寺とか、名所・旧跡ってほとんどバリアなのです。お茶室がある市立公園庭園があってもお茶室ものぞきにいけない、庭園だって一部しか見えない。それではどうしても行けない部分がたくさんあるので、そういったことも含めてこれからの福祉のまちづくりは建物だけではなくって、賑わいを目指す商業都市として成り立っていく、観光都市として成り立っていくためのインフラだということをもう少し位置づけたほうが一般の方に何がメリットやとか、それで客が来るのかとか言われた時の説明になるのではないかなと思いますので、ちょっとまあ全体的なことにも触れましたけど、建築物に関してはそういった意味でベースになる部分はしっかり作っておかないと人が来てくるとも困りますよということを訴えていきたいと思いますのでぜひ考えていただきたいと思います。

それから、自動車修理工場のことが書いてあって、利用実態等と書いてあるのですけれども、これはある意味、車いすの人間とかにとっては、下がウェットというか濡れていたり油があった

りして、滑ったりして危険なのですね、だから事務所に入ったりするところのバリアフリーは必要ですけども、修理工場自体はピットって掘り下げている部分があったりリフトがあったりいろんなもんがあって危険なので、もちろん子供さんなんかも見ていたらダメになっているはずだったと思いますけれども、そういった意味ではやはりバリアなところもあるしバリアフリーのところもあるということの仕分けというか区域わけをきちっとしていただければ何もそんなに面積要件で縛らなあかんということではないと思いますので、利用者としての立場としてはそういう考え方でお願いしたいと思います。

○田中会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの委員からのご指摘について、事務局から何かコメントありますか。

○事務局

はい、1個目の、ソフトの対応も含めてチェックできる仕組みということでございますが、まさにその基準適合義務が一定のラインから上になるケースがありますので、その義務の基準、その整備すべき基準以外に参考にしていただくべき内容というのをいろいろと考えさせていただいて、啓発、使っていただけるようなものとして出せばいいなと考えております。どんな内容かということにつきましては、どんな配慮すべき内容があるかということにつきましては、みなさまのご意見を伺いながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、観光都市、いわゆるバリアフリーがすなわちお住まいの方だけでなく府を訪れるかたみなさんにとっても使いやすいものになっていくということで大阪が元気を出すためのツールとしても必要ではないかというご意見につきましては、私ども恥ずかしながらそういう観点を直接的には持っていなかったところもありますので、そういうところにも配慮した検討を行っていく必要があるかなと思ひているところでございます。自動車修理工場につきましては、利用者の方がお使いになるところ、そうでないところっていうのを明確に分けて考えるところをもう少し突っ込んで考えていきたいなと、ご意見のとおり考えていきたいなと考へています。ありがとうございます。

○田中会長

はい、お願ひします。他にご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○委員

ここに来る前に、日赤会館でちょうどこの障害者差別法のお話がありましたので、聞いたばかりですから、ちょっとお話をさせていただきたいのですけど、今までずっと一般的な人の考へは、障がい者が悪いとかいう人が多かったと。だけど、これから先は障がい者が悪いのではない、皆年をとって行くのだから、みなさん若くても高齢者になって行くのだから、そういうふうな差別

はできないようになっていこうというお話でした。ところが、今隣におります辻さんのお話にもありましたけど、車いす1つにしましても、玄関が入れないケースがあると。こんなのは差別になるということをお聞きしてきました。やはり行政が、行政だけでなくみなさんが、今から先は障がい者の話はちゃんと聞かないといけないという法律ができるそうです。だから、そういうふうな面も考えていろいろしていただきたいと思います。以上です。

○田中会長

はい、どうもありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。ないようですので、私のほうからもちょっと。資料にもありますが、公共用歩廊というのがあって、前にも部会でも議論したのですけれども、最近の大型の施設、建築物は結構それなりのセンスをもってバリアフリーも含んで整備されていると思うのですけれども、意外と既存施設との取り合いの部分であるとか、相互に領域が分かれているところで、ちょうど中間部分というか、つなぎ部分でいろんな課題があるように思うのですが、ここの部分をいかにうまくするかというようなシステムとか制度とか何かやり方、これもいるのではないかと思いますので、あまり敷地ごとに、単体ごとに規定するだけで終わりじゃなくて繋ぐ部分とか複合してきたときにどうするかというような概念も必要かなと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局

ありがとうございます。公共用歩廊というのは、さまざまな地上・地下、それから計画内容も様々というように伺っております。先生におっしゃっていただいたように、新築のものは一定の整備がなされるのですが、さまざまなケースもあるというふうに伺っておりますので、また事務局としても事例をすべて挙げて認識したわけではございませんので、基本は無用な段差は作らないのではという程度にしか思っていないわけですが、問題点、既存施設なんかで古い再開発エリアなんかの取り合いの部分なんかはどういった実態にあるかなんていうことも物を見ていきながら、どうあるべきか、既に福祉のまちづくり条例なんかでも、強化の対象にしている今2000平米っていう政令の規模、大阪府は政令の規模でいっているのですけれども、他自治体ですでに規模を引き下げている自治体さんもありますので、そういったところにも意見を伺いながら、研究していきたいなと思っております。

○田中会長

他にございませんでしょうか。建築物に関して。はい、どうぞ。

○委員

今の建築物の話、前回というか、随分前にも何回もお話していると思うので、あれなのですけれども、建物に関する敷地内の、私の立場だけで言うのですけれども、視覚障がいガイドヘルパーを使わずに歩いている者の立場でいうと、例えば銀行とか公共施設でもそうなので

すけども、施設内、敷地内は点字ブロックがあるのですね、歩道にも点字ブロックがある。だけど、府の庁舎とか市役所であるとか、そういうところはなんとか連続的に点字ブロックがひかれているのですけれども、民間の病院であったり、銀行であったり、そういうところは、敷地内は入口とか、案内するインフォメーションまでは点字ブロックがあるのだけれども、その歩道から建物に、前までは行っても、前から入るところに至るところに点字ブロックがないので、うろろしてしまうということがあります。このへんのアクセスっていうのは、どちらが点字ブロックを貼るのか、どちらがその費用を出すのかっていうことは非常に問題になる部分かもわからないのですけれども、そのへんも町を歩いていて、まあ、ガイドヘルパーさんと歩く方が非常に多くなっているんで、そういう声が少なくなってきたのかもしれないのですけれども、それ以外にやっぱり盲導犬だけで歩いている方、私もひとりで歩いていますし、そういう方もいるので、やはり今もおっしゃっていましたように連続性っていう建物から建物、道から建物、交通機関から交通機関へのアクセス、そういう連続性っていうことが体系づけられるような指導的なものを提言していただきたいなというふうに思います。

○田中会長

はい、ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。基本的に福まち条例では最低限の基準、法に基づく条例の最低限の基準として、案内設備までの視覚障がい者の方の誘導ブロックを敷設する義務を設けています。ただ、それよりも先については施設の運営状況ですとか、どういった内容の建物なのかということも勘案した中で、実際には施設管理者さん、事業者さんにお任せになっているという実態はあると思います。なので、病院ですとか様々な種別の建物がありますけれども、有効に計画されているような内容・事例なんかをまた我々としても研究して、それを義務にできるかという一足飛びには難しいと頃もあるとは思いますが、まさに配慮すべき内容としては、最低限義務はここまでですけど、ここまでやってもらうとこんなによくなりますよっていう例をお示しするなどということを考えていきたいなと思います。先ほどの取り組みで使いやすさの検討なんていうところにも、繁栄できたらいいなというふうには考えています。

○田中会長

はい、どうもありがとうございました。他にございますか。なければ、時間の関係もありますので、次のページの道路に関する内容から最後のページですが、緊急時の対応についての項目ですね、どの部分でも結構ですので、ご意見のほうお願いしたいと思います。いかがでしょうか。委員、では。

○委員

私が今まで部会で発言したところで一番、一つだけ何か言えと言われたら、そのみ言うという、私にとって最重要課題が、それが書いていただきました当事者参画に関する内容の最後のところ、継続委員会の開催でございます。それは、この書き方だけでは私の本意がまだ、ちゃんと書いてはいただいているけれども、委員会で申し上げたのは、正確には私にとっては業を煮やしているという表現でとっていただいてもいいくらいでして、何かと申しますと、これは現在のバリアフリー法及び福祉のまちづくり条例いずれも継続して改善するのが大事であるということをも明記しているわけでありますが、それにも関わらず大阪府下の各市におかれましては、継続協議会をほとんど持っている市がない。基本構想は作りました。これで10年経ちました。しかしそれをチェックし新しい課題に果敢にチャレンジしてみんなで話し合っていく場を持っている市がほとんどない。正確に言いますとね、豊中、敢えて市名を挙げますと豊中やっています、それから吹田ちょっと最近お休みになっていますけれども、高槻、枚方、こういったところやっています。しかし、河内から泉州にかけてどの市も一つもこれをやっていない。一体これ何故なのか、これは何度市の担当者に聞いても合理的説明がないのですね。理由は私なりに分析しますと、担当者がいない、こういう隙間の問題がある、それから意義については誰も認めます。重要性については誰も認めますが、隙間になっておいて放置される、お役人ですから2年経ってそのことは忘れられる、それからこれが結構影響力が大きいのですが、国の指導的文書の中に例示的に協議会を最後ちゃんと作って、規約はこんなもんも作って、どんな人で、協議会でどんな内容をやれとまで、まるで手取り足取りではありませんが、それを書いたものが書いてないのですね、国の文書の中に。で、継続して協議をなささいということしか書いてない。その影響もあったりしてやっていない。こんなばかなことはない。滋賀県の守山市は15年に渡って、毎年、年5回に渡ってこういう協議会を市でやっているのです。これ大きいですよ。今後ボディブローのようにやってないのが効いています、効いてきます。ぜひともここに書いていただきましたように働きかけを行うことを強化していただきたい。で、そのとき新しい課題では座長をはじめ、みなさんおっしゃった中小の建築物については、現在の条例と国法の仕組みの中では、それ自体では規制的にはなかなか推進できないのですよ。なかなかというか全く推進する根拠すらない。あくまで自主性に任すしかない。中小、特に小は。しかし、継続協議会やりますとそこでみんな障がい者の方から文句が出てくるわけで、我が市では先ほど他の委員からも発言があったように、ちょうどある特定の民間建築物に対する分岐点なんか今普通、市が整備するところにいれませんが、点字ブロックは。そういうことも一定の基準を作って我が市では付加してやりましょうといういろんなことが議論できるようになる。そういう場所、唯一の場所の継続協議会をぜひやっていただくよう推進していただきたい。以上です。

○田中会長

大変重要なご指摘だと思います。時代によってそのやり方・内容もどんどん変わっていきますし、一度作ったらもうそれっきりという話は絶対ありえないと思いますので、本当の意味のスパイラルアップを図るためには、やっぱり継続、続けるということが非常に大事なかなと思います。

ぜひ、そのあたりを。はい、他にございますか。どの部分でも結構です。お願いします。はい。

○委員

部会に参加しておりまして、部会の中で論議してきたことを全体の場でも少し報告したいと思っております。新しいことも含めて3点ご報告したいと思っております。1つは資料4にあります障害者差別解消法の観点です。障害者差別解消法についてのガイドラインが大阪府でも検討されると思っております。これに併せてこのまちづくり条例に基づく、このようなさまざまなガイドラインとなるような基準を、今論議していただいておりますので、これやっばり障害者差別解消法のガイドラインと併せながらこの基準の論議が必要だということを論議してきました。ここで基準になるということが、合理的配慮すべき基準になっていくと思っておりますので、このまちづくり条例での論議の基準を高めていくこと、それが合理的配慮の基準を高めていくことになると思っておりますので、ぜひ基準を高めていくという方向で論議をしたいというのが一つです。それからもう1つ、2つめは心のバリアフリーや啓発というところで論議をしてきたのですが、基準をつくるということと、その基準を実際に啓発していくということはセットになると思うのです。そういう意味で、基準を作ってその基準によって施設が作られたり改修されたりするのと同時に、その施設の従業員なり社員なりあるいは使う方とかに、やはり研修とか啓発をしていくということがやっばりセットになっていくべきではないかということ論議させていただきました。いろんな合理的配慮がどんなふうにあるかというアンケートをされた中に、一つやっばり私印象に残っているものがあります。このテーブルのカウンターが高かった。それで、なかなか話がしにくかったというふうに答えたアンケートの方と、カウンターが高かったけれども、従業員さんが前に出てきてもらって説明してくれたので非常に助かったというその意見もあったのです。ですから、基準を作る意味と、なかなかそのカウンターを今は変えられないけれども、人の心というか気持ちあるいは行動でカバーできる場所があるというようなことですね。やはりそういうところ基準と啓発とはセットになるということですね。基準は基準だけでもその基準の意味はこういう社会を作るためなのだというようなことを伝えていかないと、「ここはもう基準に達しているから大丈夫」というふうな人の気持ちで動いていると本当にいろんなバリアはそのままになってしまうというようなことがあると思っておりますので、例えば施設の改修をしたときには、従業員に当事者に来てもらっていろんな話をしてもらおうとかですね、そういう啓発をセットにできないかということも思いました。障害者差別解消法というのは差別と認定することとかが目的じゃなくて、そういうふうにして話し合いをしながらどんな配慮をしていくか、どんなことが差別になって、どんな配慮をしていくかということ、話し合いをしていくそういう仕組みをつくっていくためのものだと思いますので、そのような観点が必要ではないかと思いました。それが2点目です。それから3点目、なかなかこの鉄道駅の無人駅化の問題はなかなか論議が進まないところだと思うのです。なかなか駅員さんを置けない、経済的・経営的な状況の問題とそれからやはり無人駅だったら使えないじゃないかという問題ですね、で、私、他に大阪府の地域福祉推進審議会とか出ささせていただいて、やはり地域でいろんな福祉を支えていく仕組みを作っていくというようなことをず

っとされていますので、もう少し地域も含めてこの問題が論議できないかなあということを考えていたりしています。子供でしたらね、安全のために見守り隊を地域で作ったりとかしますけども、そしたら駅の近くで駅の乗り降りを助けるお助け隊みたいなものがないとかかですね、そこに事業者からある一定程度の委託をするとかかですね、なんかそういうことを地域も協力するような仕組み、そうするとなんか地域の駅になる、NHKのテレビドラマのような、人が集まるような駅にはなかなかありませんけども、そういうなんかこう地域で支えて、で、また地域で支えてもらうことによって駅が存続していけるみたいな、なんかそんなことを考えられないかなということをお話しました。3点目はこの鉄道駅に関することですね。地域で何か協力する仕組みとその事業者との協力とかということ、これは市町村の行政も入って論議しなければならないと思うのですけれども、こういうことは考えられないかなということをお話しました。以上3点です。

○田中会長

ありがとうございました。最後の無人駅の件なのですけども、私は九州のほうで鉄道駅ですね、駅員さんがなくて、そこで地元の方がコミュニティサロンのような形で常駐してしまして、なんかいろんな駅員さんがするようなことも含めてですね、人の溜まり場になっているという事例を見ております。そういうことで先ほど事務局からも今後事例をいろいろな部分で集めるというお話ありましたけども、ぜひそういう参考になる事例をベースにしながら、決まりきった方法論だけじゃなくて新しい形をぜひ大阪発のモデルとして出していただきたい、出すべきだというふうに考えております。事務局いかがでしょうか。前2つのご意見についてもコメントがありましたらお願いします。

○事務局

福まち条例の基準が、いわゆる合理的配慮のベースとなっていく基準になるということについてはそういった観点も視野に入れながら議論をこれからも賜りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。心のバリアフリーということで基準と啓発はセット、もちろん基準、基準って作りますけれども、これがどうやって使われているかというのがなかなか基準作る側もそうですけれども、設計者もしくは事業者さん自らもお分かりになってないケースも当然あるかと思ひますので、啓発なんかも非常に大事な事かなと考えておりますのでそういったことも併せて考えていきたいと思ひます。それから、無人化の対応事例なんかも、様々その駅が抱える要因なんかもまちまちだと思うのですけれども、事業者さんのできる範囲、それから地元も何かできないかというようなことも知恵を出し合いながらできる仕組みを考えていきたい、その仕組みとしてご提案した基本構想というのが既に三星先生からありましたように継続委員会なんかで問題としてはそういう顕在化している問題がある、それをどう考えていこうよ、なんていう仕組みがまずはできるようになればいいなと考えているのですけれども、既存の枠組みはそうなのですが、一定何かさらに良い事例、あちこちの取り組みなんかも田中先生お示しいただきました

し、研究していきたいなと考えております。ありがとうございます。

○田中会長

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。はい。

○委員

まず、鉄道駅舎の関することですけれども、本日国交省の近畿地方整備局から中村さんお見えになっているのですけれども、交通バリアフリー法、駅の乗降人数で決めているじゃないですか。そうすると大阪府の鉄道の駅舎と、ずっと田舎の鉄道駅舎の人数は全然違うじゃないですか。ぜひね、私思ったのは、路線別にね、路線の1日動いている人数で、最低限これだけの人数動いているのだったら、例えば小さな乗降客の少ない駅であってもそこは最低限保証しようと。だってこれ認可運賃制度でしょ。認可運賃制度ということは安全確保ということも見込んでやっているはずですし、たしか阪急電車は昔このまちづくり条例できたときに、「まちづくり適用するためには駅舎改善しないといけないから、運賃上げてくれ」と当時の運輸省に言って上げてもらった経緯があるはずなのです。で、そのために阪急電車はいっぺんにたくさん駅、ものすごい何億というお金を使って直したっていうね、でも南海電車反対でしょ。段々こうしぼんでいっているでしょ。で立体化するっていうのもまだ完全に立体化できていない。それはやはりお客さん第一なのか安全第一なのか公共交通機関としての使命をどう認識しておられるのかっていうところに大きく響いてくるし、先ほど他の委員がおっしゃっていたように、大和川から向こうの市町村はなかなか動いてくれへんっていうけれどもまさしく南海電車の沿線ですよ。やっぱりそれはそういったところがあるので、これやはり路線一定規模の運行があるところをやはりきちっと無人駅に対してですよ、駅舎のことではなくて、それはきちっと対応してくだらないと何も障がいのある人だけでなく高齢者の方であったり子どもさんであったり妊婦さんであったりいろいろな方、大変な移動制限のある方がおられるわけですから、ぜひそこを考えていただきたいし、ここにインターフォンを用意しているのでご利用いただきたいって書いてありますけれども、インターフォンっていうのは基本的に使いたいときには使えないのです。枚方警察署にもインターフォンあるのですけどね、いつでも潰れている。ほんで出入りする人に頼んで持ってきてもらって、また誰か壊したなという、そんなものなのです。ただマナーが悪いっていうのはあるとは思いますが、これは日本だけじゃなくて韓国に行ったときでもインターフォンで呼び出そうと思ったら壊れていて、近所の露店のおじさんが走りに行ってくれたといった事があったように、こういったものに頼って安全だと代弁しているところがいかにも詭弁だと思うので、ぜひ考え直していただきたいと思います。

それから心のバリアフリーや啓発のあり方に関するっていうのは、これは私が座長を務めております、大阪ふれあいキャンペーンで、大阪府下市町村、全府下市町村と主な障がい者団体と、それから関係のさまざまな社会福祉団体等が入ってやっているところ、ここでも、今小学校3年生には全府下の児童の方に折り紙でのバリアフリー教育をやっておりますし、今年からはすごろ

くバージョンというのもできまして、今日は誰も来てないんですね。

○事務局

障がい福祉企画課さんが来られていますね。障がい福祉企画課さんが来られています。

委員

折り紙とか、すごろくとか持ってきて委員さんに配るくらいの積極性を持ってください。せっかくあれだけたくさん作って、配って、立派なものを作っているのですから。だからその時の議論ですけれども、教育現場ではやはり教材がないのだと。そのためになかなか時間がとれない。で、年間4月にスケジュールが決まって、そういったもの組んでしまうので、あとから出てきたのではもう間に合わないというふうなことも言われていますので、ぜひそれは福祉のほうの関係で、また教育委員会のほうの関係で対応していただくといいと思いますので、ぜひそれは福祉のほうの関係で、また教育委員会のほうの関係で対応していただくといいと思います。

それから障害者差別解消法の問題ですけれども、ちょっとここ1年ほど体調を崩していましたので、あんまりよそでも発言はしてないのですけれども、実は障がい者っていうのは日本では手帳で判定しているんですね。医学的判定って言われているように、身体障がい、精神障がい、知的の方、そういった方についても難病の方についてもそうですけれども、特に今国際的な障がい者概念の定義っていうのはそういうものじゃなくなっています。機能的にさまざまな形での障がいの方ってことはもちろんですけれども、障がいがないのに自分は障がい者だと思込んでいる人でも障がい者なのですよ。そういう人にも対応しないとイケないというふうなことになる中で、やはり大事なことは、先ほどもちょっと触れましたけれども、外国の方来られたら、子供の問題どうするのですか、標示の問題どうするのですか、そういったところが非常に大事だと思うので、障がい者っていうのは、身体障がいであったり、知的であったり、精神であったりというふうな難病であったりということだけではなく、さまざまな社会的な不利益・不適合を起される方に対して、これやっぱり今年のはやり言葉ですけれども、おもてなしですよ、やはりわかっただけのように、さまざまなやり方をしないとイケない。例えばレストランでは、点字のメニューを作るとか、その他、他のいろいろ、ここで事例を挙げませんが、やり方はたくさんあると思うのです。ですから、そのことをしっかりちょっと、大阪の障害者差別解消法に関するところでは、やはり国際的な規模で、国際的な基準できちっとしたことを考えていただきたい。非常に移動制限・移動制約があったりする方に対してでも、きちっとわかるようにしていただきたいというのがあります。

それから、大阪府が、これはみなさんの努力で、たしかぐるなびやったと思うのですけれども、会社間違っているかもしれませんが、飲食店情報を提供されている、そういう会社があるのですけれども、インターネットで調べたらすぐ出てきますけれども、そこが大阪府の店舗についてはバリアフリー情報を出すというふうにはしているのです。で、これもまだまだ数は少ないのですけれども、頑張っておられるところがありますし、例えば楽天の旅行会社、ツアーのとこ

ろ、楽天トラベルかな、だったらインターネットでバリアフリーといれるとバリアフリーのホテルのリストがだぁーっと出てくるんです。民間でいろんな団体が取り組んでおられるけれども、ビジネスモデルでやっているから、完璧にきちっと登録していて、どれができてどれができないかっていうこともきちっと書かれてあります。だから、そういったものも必要だし、これもはるか昔の事務局の先輩の方が、マップを作ったときに、大阪のたしか晶文社だったと思うのですけれども、今でも晶文社のガイドブックには車いすトイレがあるとかないとかっていうのは伝統的に載っているのですね、他では載っていなくても。だからこういった観光マップとかガイドブックを作っている会社にも、ぜひ調べて出してくれということをお願いしたい。というのは、例えばそのそういった本の中の情報の中には、Wi-Fi がありますとか、禁煙席がありますとか、そういったことが出せるわけですから、そうすればバリアフリーの情報についても、トイレがあるとカスロープがあるとかっていうふうなことも、エレベーターがあるっていうふうなことも書き込めると思うのですね。で、やっぱり IT 技術が非常に進化してきている中で、Wi-Fi なんていうのももう他の委員が今観光立国のためには作らないと外国からはうんと遅れてしまっているということで、無料の Wi-Fi も含めて作っていいということをお願いしていますが、先ほどの駅のどこへ戻りますけれどね、無人化するのだったらせめて Wi-Fi 使えるようにね、今ほとんどの人スマホ持っていますから、それで情報をつなげますから、そういったこととか、例えば携帯電話でもいいのです、携帯電話の番号書いておいて、ここへ電話してくれたら駅員来ますよと何かそういった対策というか方法論的なことをしっかり考えていただきたいなというふうに思います。以上でお願いします。

○田中会長

どうもありがとうございました。たくさん大事なことを言っていただきましたけど、時間もあまりないのですが、事務局のほうから特にコメントすることありますか。よろしいでしょうか。特にインターフォンの話はそれで済ますなというご指摘いただきましたけれども。

○事務局

ありがとうございます。いろいろ書きとめまして、これからいろいろ考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○田中会長

だいぶたくさん意見いただきました。時間の関係もありますので、なければ、資料 3-7 にあります、今後のスケジュール、これ大変大事なことなのですが、今後どのように進めるか、これについてご意見ありますでしょうか。3-7 です。よろしいでしょうか。そしたら、全体を通じて何か、あ、委員、はいどうぞ。

○委員

あまり時間がないようですから、ちょっと項目だけで留めさせていただいて、あまり提案理由は言いません。最低限だけちょっと。さっきの観光ですけれども、今おっしゃったように観光客に来ていただかないと逆転されてしまうということもありますので、みんな京都だけに取られるってというのは残念ですね。地下鉄が観光マップのページも入れたバリアフリー情報、これをちょっと独自に取り組まないでホームページに各施設を挙げなさいだけではうまくいかない。

それから私一つ心配しておりますのは、東京都には子育ての支援制度があります。子育て施設・授乳施設をはじめとする子育て施設を作るときは民間に対する援助がある、こういう制度があるのです。大阪府今ない、ないのです。それで先般、八王子に行ったんです、八王子の例が先進だと思いますので、ちょっと調べてみたらと思うのですが、これはもう200、300を数えるかという市内の民間施設に制度の設備を作っております。ご案内のように多目的トイレ、多機能トイレでは、衛生上子どもさんにミルクをあげるというようなことを、みなさんお母さん抵抗を持っておられるわけです。そんな様々な理由でこういった拠点が必要なのです。

それから福祉有償運送なのですが、これは今日やめますが、福祉有償運送ってというのは、やっぱりこうやってこの場でバリアフリーは、どうしても我々元気でちょっと工夫すれば出てこられる方のためにバリアフリーを議論しているところがあるので、そこまでもいけないような少し重度の方々を考えると、この福祉有償運送と福祉タクシーを伸ばすってことは大変大切なんでね。その報告、せっかくスタッフ福祉タクシー、国に対して手を挙げて、大阪府と堺市と大阪市共同で、これ私委員長やったのですが、福祉タクシーの共同配車センター、この5年間で大いに今伸ばしたので、何も報告がないのは、人気がないのではないかというくらい、これもっと伸ばすことを考えなければいけないし、成果にちゃんと入れとかなきゃダメですね。

あとはもう、調査研究だけちょっと気になっているので、調査研究ちょっと考えていかなければ。兵庫県では福祉のまちづくり研究所があります。東京都には総研があったりします。大阪府は今ここで出ているような問題をもう少し丁寧に調べなければいけないのに相談する自治体の人、自治体はまたそれぞれそんなもん持っていないし、相談するところがないのです。仕方ないから民間のコンサルタントに頼んで費用がいる。その民間のコンサルタントのレベルもいかなものかっていうこんな状態なので、少しく、簡単な議論ではないのでこの場で検討して相談していったらどうか、ちょっと私なりに案はあるので。田中会長も大におっしゃるだろうと。ちょっとそれぐらいに留めます。

○田中会長

はい、ありがとうございます。大変、これも重要なお提案、キーワードをいただきました。ちょっと時間の関係もありますので、事務局からはもうコメントなしでよろしいですか。

○事務局

そうですね、申し訳ございません。ありがとうございます。

○田中会長

全体を通じまして、ございますか、なにか。ないようでしたらですね、これで本日のディスカッションを閉じたいと思うのですが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、1の議事を一応終わりたいと思います。4番のその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

①資料6説明（福祉有償運送）

②傍聴要領説明→

大阪府の会議の公開制度においては、一般的な傍聴要領では会長の許可を得て傍聴を認めることとしているが、本審議会においては事務局において許可をするように取り扱うことに関して説明し、承認を求める。

○委員

異議なし。

○佐野住宅まちづくり部長挨拶

みなさん、本当に長い時間ご議論いただきまして本当にありがとうございました。本日みなさんにいろいろいただいたご意見っていうのは建設的なご意見もありましたし、部会でもいただいたご意見が、非常になるほどなあとということで、我々もいろいろ取り組んできているわけですが、まだまだひらめき足りないという部分がまだあるなあとというのが実感でございます。これまでの取り組みを、着実に進めていかないといけないなあとと思いますが、さきほど最初に辻委員のほうからもお話ありましたが、条例の原点に戻ったようなところからもう一度考えていかないといけないといえますか、ある程度、福祉のまちづくりの中で次のステップといえますか、そういったところで、ソフトの部分含めて人の心、どういうように、こういうまちづくりの中に取り入れていくのかということ、我々は行政ですので、実際の方法論も含めて、これから取り組んでいかなければいけない、というのを改めて今回思い知らされていますが、今後ともみなさんとお話ししながら、実現していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。